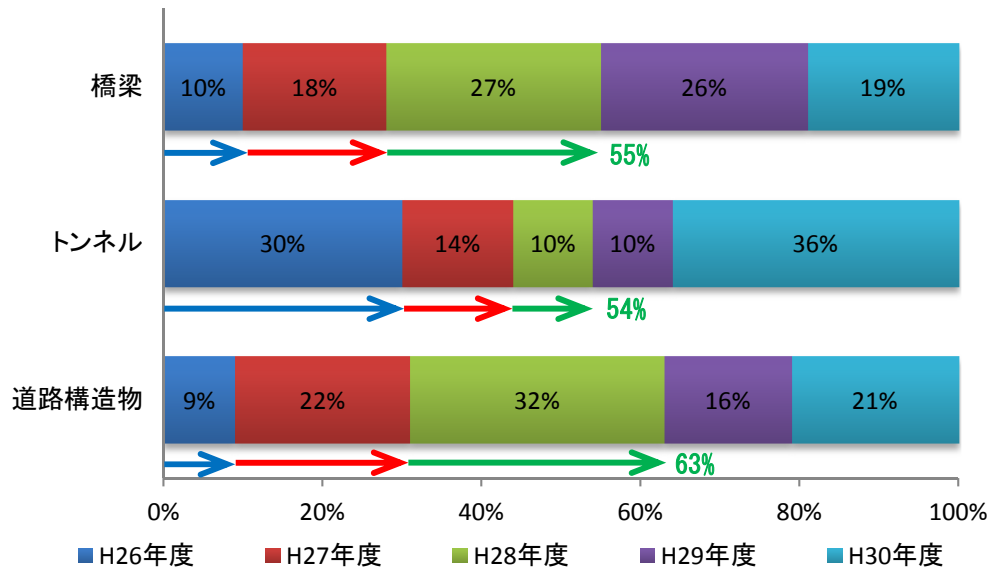


京都府内の平成28年度点検速報(全体)

○平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。平成28年度までの京都府内の点検実施率は、橋梁約55%、トンネル約54%、道路附属物等約63% ※橋梁:橋長2.0m以上の橋

○橋梁については、遅れていた自治体が点検を実施し、地方公共団体全体で約55%まで進捗した。

<5年間の点検計画と平成26・27・28年度の実施状況>



道路施設	管理施設数	点検実施数 (上段:H26 中段:H27 下段:H28)	点検実施率
橋梁	13,321	1,294 2,442 3,590	55%
トンネル	182	54 26 18	54%
道路附属物等	599	56 132 188	63%

※H29.6月時点
※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある

<平成28年度橋梁点検状況(管理者別)>

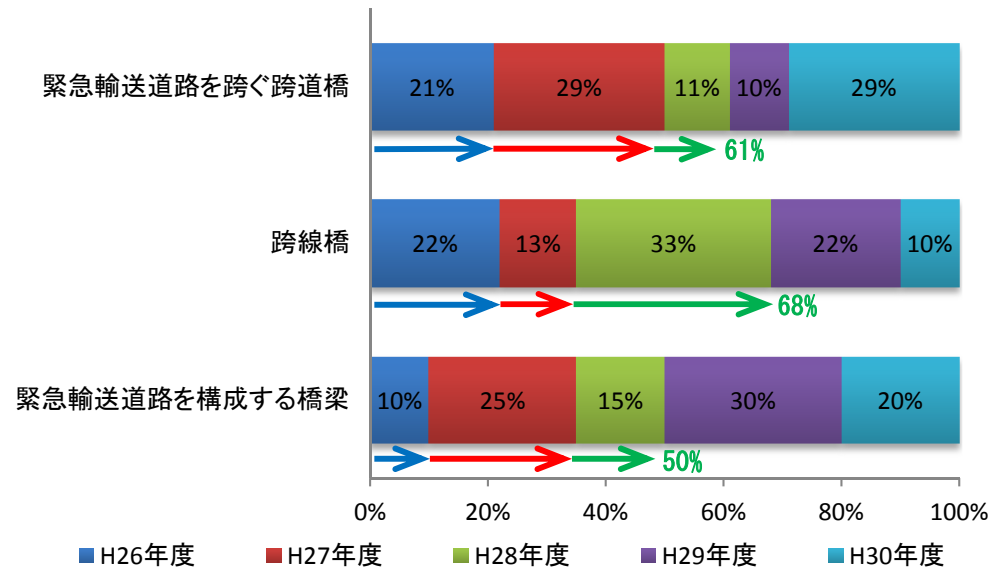
管理者	管理施設数	点検実施数 (上段:H26 中段:H27 下段:H28)	点検実施率
国土交通省	704	104 167 119	55%
高速道路会社	520	48 153 104	59%
地方公共団体	12,097	1,142 2,122 3,367	55%
合計	13,321	1,294 2,442 3,590	55%

※H29.6月時点
※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある

京都府内の平成28年度点検速報(橋梁)

○最優先で点検すべき橋梁の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約61%、跨線橋約68%、緊急輸送道路を構成する橋梁約50%であり、遅れていた跨線橋の点検について進捗

＜最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成26・27・28年度の実施状況＞



＜橋梁の点検方針＞

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

道路施設	管理施設数	点検実施数 (上段：H26 中段：H27 下段：H28)	点検実施率
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	234	50	61%
		67	
		25	
跨線橋	187	43	68%
		26	
		66	
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,954	190	50%
		489	
		292	

※H29.6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある

京都府内の平成28年度点検速報(橋梁)

○平成28年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0橋で該当はなく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は226橋（6.3%）、さらに判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は2,059橋（57.4%）

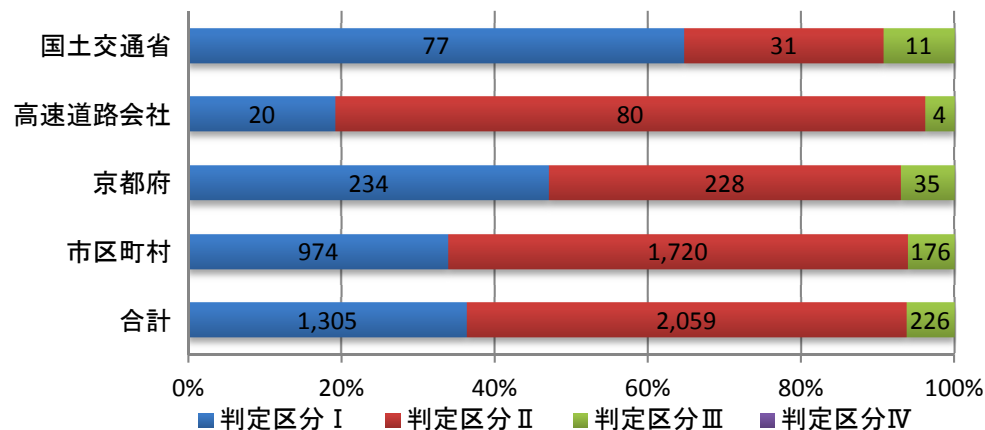
<平成28年度管理者別点検速報(橋梁)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	704	119	77	31	11	0
高速道路会社	520	104	20	80	4	0
京都府	2,269	497	234	228	35	0
市区町村	9,828	2,870	974	1,720	176	0
合計	13,321	3,590	1,305	2,059	226	0

※H29.6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある

橋梁の判定区分



橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が6割に対して、高速道路会社、市区町村は2～3割と健全度が低い。
 判定Ⅱ：高速道路会社は約8割、市区町村は約6割が予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：国は約1割、府、市区町村は国より少ない割合。

京都府内の平成28年度点検速報(トンネル)

○ 平成28年度においては、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は10本（55.6%）、さらに判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は8本（44.4%）

<平成28年度管理者別点検速報(トンネル)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	10	1	0	0	1	0
高速道路会社	44	0	0	0	0	0
京都府	89	15	0	6	9	0
市区町村	39	2	0	2	0	0
合計	182	18	0	8	10	0

※H29.6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある

京都府内の平成28年度点検速報(道路附属物等)

- 平成28年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が0基（0%）で該当なく、また判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は9基（4.8%）、さらに判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は93基（49.5%）

<平成28年度管理者別点検速報(道路附属物等)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	186	36	13	20	3	0
高速道路会社	244	84	44	40	0	0
京都府	94	52	19	27	6	0
市区町村	75	16	10	6	0	0
合計	599	188	86	93	9	0

※H29.6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある